

若者の住宅確保支援制度

# 高島市に定住する若者を応援！

申請はお済みですか？  
まだの方は、お早めにお願います。



市では、高島市若者定住促進条例に基づき、市内に定住する若者を支援するため、住宅の新築や購入、リフォームについて補助金を交付する「若者の住宅確保支援制度」を設けています。

住宅を平成20年、21年中に市内業者で新築および購入された40歳未満の方で、本年度の固定資産税（建物）を完納された方は、お早めに申請してください。

その他、住宅のリフォームへの支援制度もありますので、詳しくはご相談ください。



商工振興課  
☎(057)851-4

## 高島市若者定住促進条例に基づく

### 若者の住宅確保の支援制度

対象者や対象住宅の要件・申請手続きなど詳しくは商工振興課までお問い合わせください。

#### 🏠 新築住宅取得補助

**対象者：**高島市に定住される40歳未満の方  
**対象住宅：**市内業者が建築した、または販売する新築住宅  
**対象経費：**新築住宅（建物）に課税され納付いただいた固定資産税  
**補助金額：**補助金は納付済み固定資産税（建物）の1/2を地域通貨アイカで5年間お支払いします。（限度額5万アイカ/年）

#### 🏠 住宅リフォーム補助

**対象者：**高島市に定住される方  
○U・Jターン者  
平成20年1月1日以降の転入者で転入前に高島市以外の市区町村に1年以上住んでいた方で高島市に定住しようとする方  
○40歳未満の実家定住者  
・市内の賃貸住宅等に居住する者で市内の実家に戻り定住しようとする方  
・市内の実家に住んでいる者が結婚し、または1年以内に結婚する方で、引き続き同実家に定住しようとする方  
**対象住宅：**対象者が所有する住宅、または所有を前提とする住宅  
**対象工事：**市内業者が請け負う100万円以上のリフォーム工事  
**補助金額：**  
補助金は地域通貨アイカで、5年分割均等払い。  
・対象者が40歳未満の場合、対象工事費の1/4を補助（限度額50万アイカ）  
・対象者（U・Jターン者のみ）が40歳以上の場合、対象工事費の1/8を補助（限度額25万アイカ）

#### 🏠 空き家リフォーム補助

**対象者：**空き家を貸し出そうとする空き家所有者（個人）  
**対象住宅：**借り手の決まっている空き家  
**対象工事：**市内業者が請け負う100万円以上のリフォーム工事  
**補助金額：**  
補助金は空き家所有者に地域通貨アイカで、5年分割均等払い。  
・空き家を借りる方が40歳未満の場合、対象工事費の1/4を補助（限度額50万アイカ）  
・空き家を借りる方が40歳以上の場合、対象工事費の1/8を補助（限度額25万アイカ）

## 高島市経済活性化支援住宅リフォーム促進事業

# ご活用ください。住宅リフォーム促進事業

現在お住まいの住宅の耐震補強、バリアフリー化または、環境に配慮した断熱構造を図る住宅の改修工事に最高50万円まで補助を行います。ぜひご活用ください。

### 主な要件

#### ①住宅の耐震補強

・木造住宅耐震診断に基づく診断を受けた住宅（昭和56年5月31日以前の住宅）で、耐震診断判定評価点が0.7未満の住宅。  
※本制度もしくは土木交通部所管の木造住宅耐震・バリアフリー改修事業の制度のどちらかを選択していただくことができます。

#### ②住宅のバリアフリー

・歩行が困難になってきた65歳以上の高齢者（特定高齢者）や介護認定等を受けている高齢者および身体障がい者が自宅内で、排泄や入浴、衣服の脱着など、本人が自立した生活を過ごすことを目的とした住宅リフォーム工事。  
※介護認定を受けておられる方、障害者手帳をお持ちの方は住宅リフォーム工事の内容・金額によって、長寿介護課・障害福祉課がそれぞれ所管する住宅改修助成制度と本制度を組み合わせて利用することができます。

#### ③住宅の断熱構造化

住宅の断熱化構造を高める工事で、外気に面する壁、開口部を断熱構造とする工事。

★いずれも市内の事業者により施工される工事で、耐震補強・バリアフリーは、対象工事費が100万円以上のもの。断熱構造化工事は、対象工事費が40万円以上のもの。

### 補助金額

対象工事費の25%以内で50万円を限度とします。（千円未満の端数は切り捨て）補助金については、6割を現金で、残り4割を地域通貨「アイカ」でお支払いします。

例）補助金額50万円の場合  
現金30万円、地域通貨「アイカ」20万円

### その他

- ①市民の方で、市税等の滞納がないことが条件になります。
- ②この事業の助成は、補助対象世帯1件につき1回です。
- ③交付決定後の工事着工になります。  
※既に着工されたものには補助できません。  
※特別な事情がある場合は事前にご相談ください。  
※工事は、年度内に完了する必要があります。
- ④対象工事において他の制度（介護保険の住宅改修費の給付等）を利用される場合は、他の制度を利用される工事費を対象工事費から除きます。
- ⑤住宅リフォーム審査会において対象外と判断された経費は対象工事費から除きます。

詳しくはお問い合わせください。

商工振興課 ☎(057)851-4